

武豊町第5次行革プラン

平成23～27年度

平成23年2月

武豊町

はじめに

我が国の景気は、回復の兆しが一部に見られるものの、依然として厳しい社会経済状況が続いております。加えて、少子化・高齢化の進展による社会保障関係費の増加や、多額の長期債務残高などの影響から、国と地方の財政状況は極めて厳しいものがあります。

その一方で、国においては地域主権改革に向けた法整備が進められており、国と地方公共団体は分担すべき役割を明確にしつつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進するものとしています。

こうした環境変化に対応するため、地方公共団体は行政の簡素化及び効率化を目指し行財政改革を推進するとともに、行政の公正を確保し、住民参加の促進のための必要な措置を講ずることにより、行政と住民の協働によるまちづくりの体制整備及び確立を図る必要があります。

また、住民生活の安全・安心の確保、地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全への対応など、町政を取り巻く多くの課題や、多様化・高度化する住民ニーズに適切に対処しなければなりません。

本町では、これまで数次にわたる行政改革大綱に基づき、改革に取り組んでまいりましたが、集中改革プランの実施期間が満了するにあたり、社会環境の変化を的確にとらえ、時代にふさわしい効率的で質の高い町政の実現を図るため、新たに平成23年度を初年度とする「武豊町第5次行革プラン」を策定したところであります。

第5次行革プランでは、住民や地域、団体、企業などが、それぞれの役割を担って行政運営に参画できる仕組みづくりを行い、住民が主役となる参加協働型の改革を進めることを大きな柱として、「満足度の高い住民サービスの提供」、「持続可能な行政経営」及び「やくばの自己変革」の3つを基本目標に掲げ、行政のあらゆる分野において徹底した見直しを行うことにより、住民満足度の更なる向上と健全で持続可能な財政運営の両立を図っていきます。

最後に、策定にあたり、貴重なご意見を賜りました武豊町行政改革推進委員会の委員の方々をはじめ、町民の皆様に対し、厚くお礼申し上げますとともに、引き続き行政改革の推進に向けて、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年2月

武豊町行政改革推進本部長 籾山 芳輝

目 次

第1	これまでの行政改革の取組み経過	1
第2	武豊町が抱える課題	1
1	人口構造の変化	1
2	財政状況	2
(1)	歳入・歳出の推移と予測	2
(2)	財政調整基金、地方債の推移と予測	3
3	住民ニーズの多様化と地域主権	4
4	コスト削減意識の醸成	4
第3	新たな改革の基本方針	5
1	計画の名称及び計画期間	5
2	改革の推進体制	5
3	改革の取組方針	6
	第5次行革プランの体系	6
	行動計画（アクションプラン）	9
	用語解説	48

第1 これまでの行政改革の取組み経過

武豊町では、より少ない経費で最大の効果を上げる行政サービスを提供するため、昭和60年度に着手した第1次行政改革を皮切りに、これまで4次にわたる行政改革を進めてきました。

第1次行政改革では、効率的な行政運営の推進を図るために、組織・機構の整備、事務事業の簡素化、OA化の推進に取り組み、平成8年度策定の第2次行政改革では、行政の組織・運営全般の総点検を行い、合理的・効率的な行政システムの確立に向けた改革を実施しました。また、平成14年度には、それまでの行政改革の総括を踏まえつつ、時代に即した課題を加えた28の検討項目について、第3次行政改革に取り組み、さらに、平成17年度からは、国が示した「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」に沿い、「集中改革プラン」を進めてきました。

これらの行政改革の成果は多岐にわたっており、例えば、町の職員数はピークであった平成6年の393人と比べ、47人を削減しています。

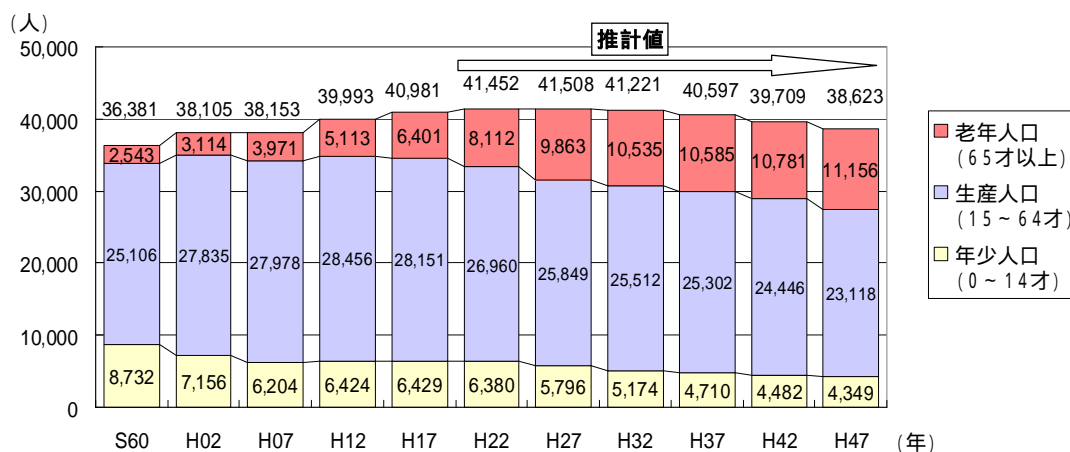
第2 武豊町が抱える課題

1. 人口構造の変化

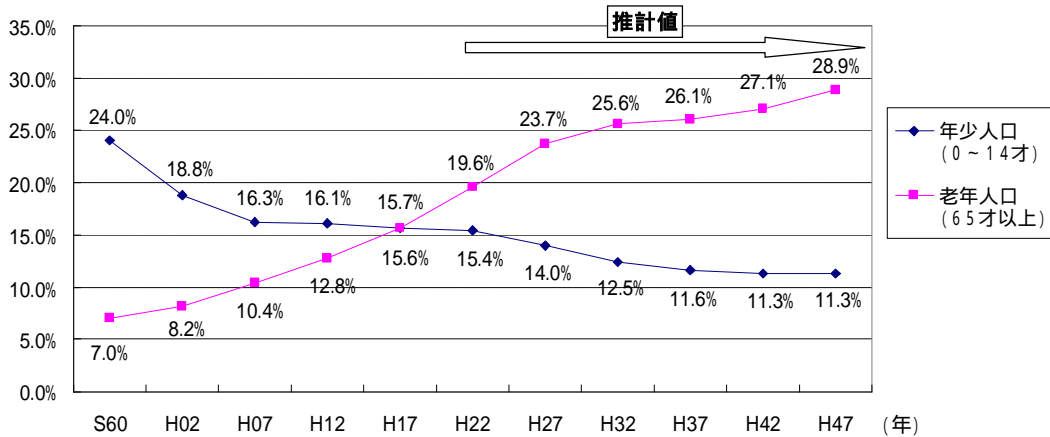
わが国が人口減少社会を迎えた今も、本町の人口は着実に増加を続けていますが、平成30年前後を境に減少に転じる見込みです。

また、年齢構成が比較的若い本町においても、平成18年には老年人口が年少人口を上回りました。今後は、少子高齢化が急速に進行し、生産年齢人口も徐々に減っていくことが確実で、地域の活力低下や社会保障費の増大等が懸念されます。

なお、本町の総合計画では、平成32年の人口を43,000人と推計しています。本年10月1日現在の住民基本台帳人口は42,521人で、国立社会保障・人口問題研究所が公表している市区町村別将来推計人口41,452人を千人ほど上回っていることから、この先も総合計画の想定に近い人口で推移するものと思われます。



注) 数値は、S60～国勢調査、H22～国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口による



2. 財政状況

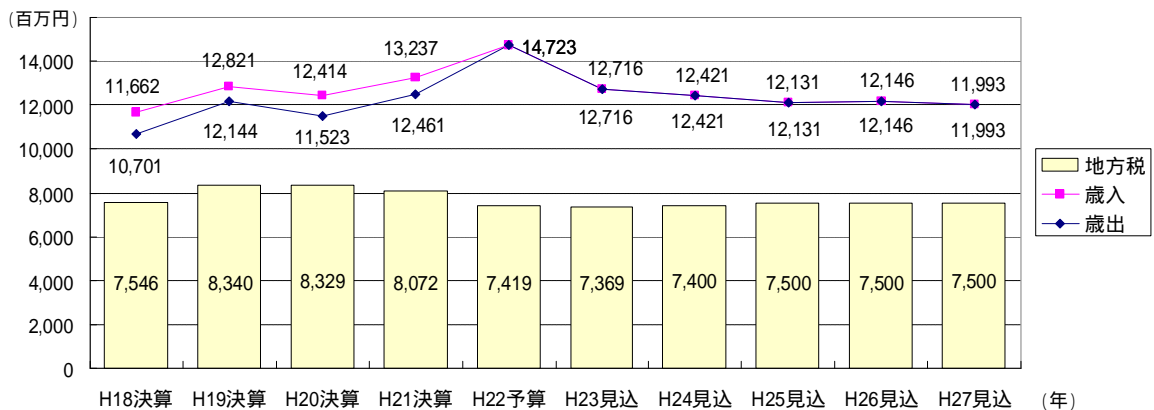
本町では、昭和30年代に臨海部の埋立により大規模な工業用地が造成され、製造業を中心とする多様な産業が集積するとともに、工場従業員などの転入で人口も急増しました。これにより、町の財政力は著しく向上し、昭和41年度から現在まで、継続して普通交付税の不交付団体となっています。

しかしながら、平成20年秋以降の世界規模での景気後退は、町内企業にも少なからず打撃を与え、町税収入の減少など町財政にも悪影響を及ぼしています。

(1) 歳入・歳出の推移と予測

平成21年度一般会計の決算は、定額給付金や緊急経済対策のための臨時交付金等で国庫支出金が増加し、歳入全体では前年度を上回りましたが、景気後退の影響による町内主要企業の収益悪化や個人所得の減少に伴い、町民税が約3億円の減収となりました。

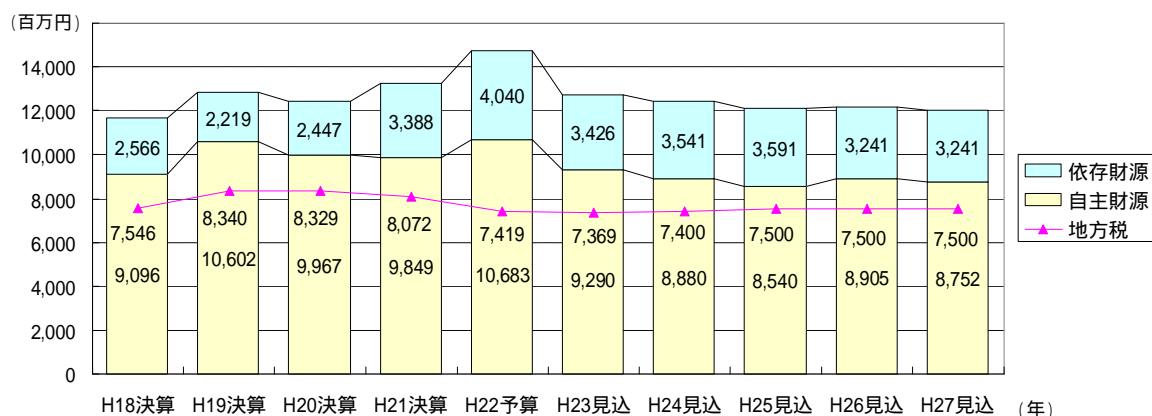
平成22年度当初予算は、学校・保育園の耐震対策の集中的な実施と子ども手当の支給開始により過去最大規模となりましたが、今後は、財源不足のため歳出の圧縮が避けられず、120億円程度で推移する見込みです。



歳入構造を見ると、平成21年度決算では、税収80億7千万円を含む自主財源は約98億円(自主財源比率74.5%)となりました。平成22年度は耐震対策事業実施のために基金から繰入れを行った結果、自主財源が一時的に増加

しています。

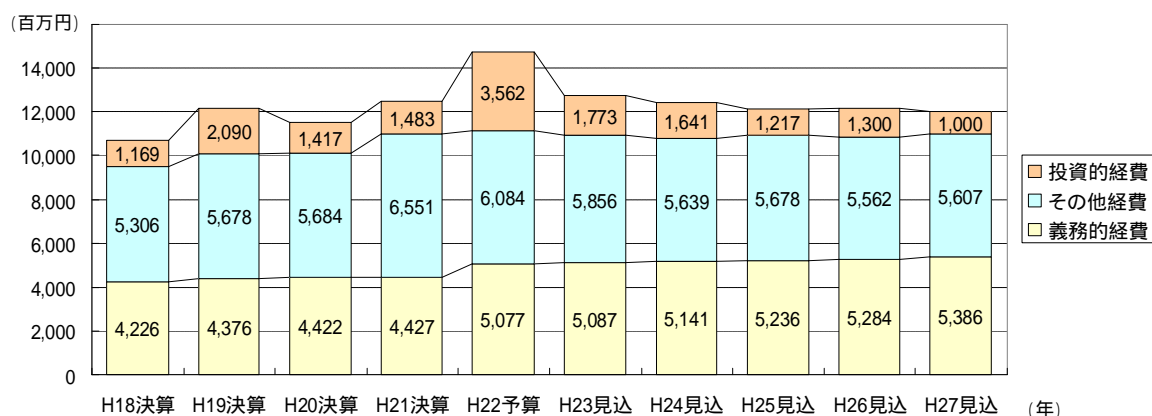
歳入の根幹を成す町税収入は、平成22年度および23年度はピーク時より9億円余り減る見込みで、その後も、景気回復の足どりの弱さや生産年齢人口の減少を勘案すると、ほぼ横ばいで推移するものと思われます。



歳出においては、これまで110億円から120億円程度の決算規模で推移してきましたが、平成22年度は一時的に肥大化した形となっています。

歳出の内容を性質別に見ると、人件費と扶助費、公債費を合わせた義務的経費¹が年々増加しています。人件費は減少しているものの、少子高齢化の進行と福祉制度の拡充によって社会保障関係の扶助費が増加しているため、今後も増え続けることが確実であり、国の施策によっては、さらに大きな負担を求められる可能性もあります。

道路・排水路などのインフラや公共施設の整備を行う投資的経費²は、年度により大きく変動していますが、この先は、圧縮せざるを得ない状況です。



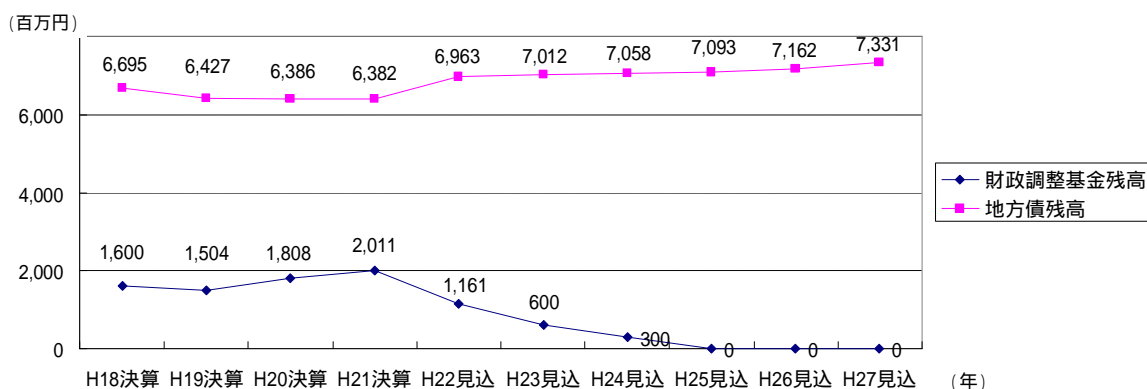
(2) 財政調整基金、地方債の推移と予測

財政調整基金は、これまで堅調であった町税収入や、人件費の抑制を始めとする継続的な経費の削減努力によって生まれた決算剰余金を毎年度積み立ててきた結果、平成21年度末の残高は約20億円となっています。

しかし、平成22年度当初予算では、税収の落ち込みによる財源不足を補う

ため13億円の取り崩しを予定しており、今後も、当分は税収の回復が期待できないことから、その穴埋めに基金を充てざるを得ない状況であり、このままの状態が続けば、平成25年度には基金が枯渇します。

一方、地方債については、起債対象事業を精査して過度の借入れを抑えてきた結果、残高が徐々に減っていましたが、平成22年度に学校・保育園の耐震対策工事を集中的に実施したことにより大幅な増加に転じます。今後しばらくは、財源不足の手当として臨時財政対策債³などの特例債(いわゆる赤字町債)の借入れが避けられないため、地方債残高の増加が続く見込みです。



3. 住民ニーズの多様化と地域主権

成熟した現代社会においては、住民のライフスタイルや価値観の多様化により、住民ニーズがますます複雑・多様化しており、地域の特性に柔軟に対応しなければ、住民の満足度を高めることは難しくなっています。

こうした状況の中、地域住民が自らの判断と責任において行政運営を行い、個性豊かで活力があふれる地域社会を実現できるよう、平成19年に「地方分権改革推進法」が施行されました。また、新たな民主党政権下においても平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、住民に身近な基礎自治体である市町村を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付け、順次、その運営の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていくとしています。

今後は、徐々に国や県からの権限委譲が進み、町の業務範囲が拡大していくことが予測されるため、地方自治の本旨である住民自治を確立し、住民ニーズにしっかりと対応できる体制整備と仕組みづくりが急務です。

4. コスト削減意識の醸成

近年、全国の大多数の自治体が、三位一体の改革による地方財源の縮減や地域経済の不振により厳しい財政運営を余儀なくされています。財政危機に直面した自治体では、実施事業を絞り込むとともに、個々の職員に徹底したコスト意識を植えつけ、経費の削減を進めています。

そうした状況下でも、本町は堅調な税収に支えられ、比較的安定した財政状況を

保ってきたことから、もちろん、経費削減の努力は続けてきたものの、職員一人ひとりのコスト意識は、必ずしも十分だったとは言いきれません。

今後の町財政を取り巻く環境は、これまで経験したことのない厳しい状況が続く見込みです。職員はもとより、積極的な情報提供によって住民と危機感を共有し、住民の理解を得てコスト削減を徹底していく必要があります。

第3 新たな行政改革の基本方針

1. 計画の名称及び計画期間

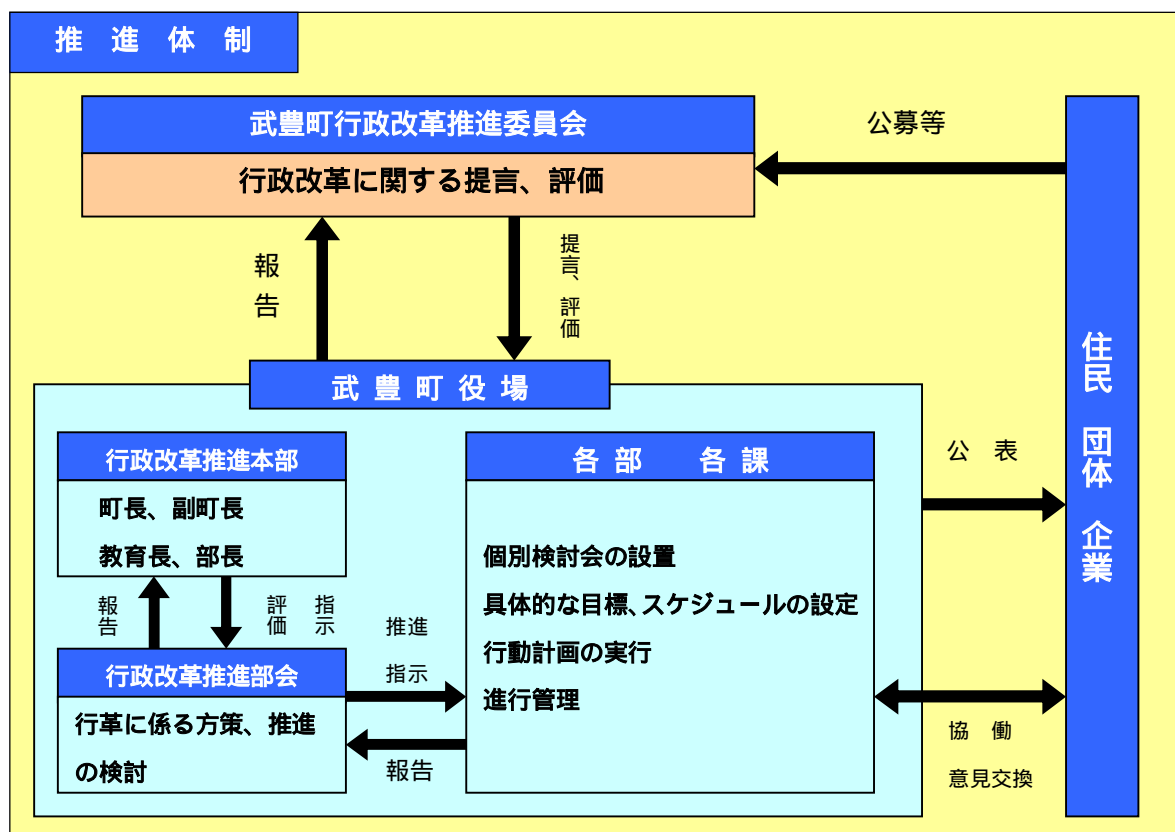
名 称：武豊町第5次行革プラン

計画期間：平成23年度～平成27年度（5年間）

2. 改革の推進体制

第5次行革プランは、基本目標、重点項目、取組項目の3階層で構成し、それぞれの取組項目ごとに、具体的な取組みの方法やスケジュールを明記した行動計画を定めます。

この行動計画は、社会・経済情勢の変化や改革の進み具合を踏まえて、随時、必要な見直しを行います。また、行動計画の進捗状況は、毎年、住民の代表である武豊町行政改革推進委員会に報告して意見・提言や評価を受け、その結果については、広報やホームページなどを通じて広く住民に公表していきます。



なお、改革の推進にあたっては、町長を本部長とする武豊町行政改革推進本部の指揮の下、管理職員で組織する行政改革推進部会が中心となって計画の進捗管理を行います。また、各行動計画の実施においては、必要に応じて個別の検討会を設置し、より具体的な目標やスケジュールを設定するなど、全庁・全職員が一丸となって改革を推進します。

3. 改革の取組方針

新たな改革においては、今後における社会経済や地域環境の変化を予測する中で、中長期的な視点に立った施策展開を行い、住民満足度の向上と安定した財政運営の両立を図っていきます。これにより、町総合計画に掲げるまちの将来像である「心つながり みんな輝くまち 武豊」の実現に向けて、「住んでよかったまち」を実感できる魅力ある地域づくりを進めるもので、満足度の高い住民サービスの提供、持続可能な行政経営、やくばの自己変革、の3つを基本目標として設定します。

《第5次行革プランの体系》

右端の【 】は行動計画番号

基本目標 1 . 満足度の高い住民サービスの提供

自治体の最も基本的な責務は、主権者である住民が満足できる行政サービスを効率的かつ継続的に提供することにあります。改革の推進にあたっては、これまで進めてきたコスト削減等の「量の改革」に止まることなく、限られた資源（人・金・物）を最大限に活用して住民サービスの一層の向上を図る「質の改革」に主眼を置いて、取組みを進めていきます。

重点項目 1 住民の参画と協働の推進

住民ニーズの多様化に柔軟に対応し、住民意思をきめ細かく反映した行政運営を行うため、住民への情報提供の充実と町政に参画する機会の拡充を図ります。また、住民や地域、団体、企業などが、それぞれの役割を担って行政運営に参画できる仕組みづくりを進め、住民が主役となる参加協働型の改革に取り組めます。

取組項目	情報共有の推進	【 1 - 1 - 1 】
	住民意見の町政への反映	【 1 - 1 - 2 】
	住民との協働の推進	【 1 - 1 - 3 】

重点項目 2 住民サービスの向上

事務手続きの簡素化・迅速化を進めるとともに、コンビニ収納の導入や電子申請、電子手続きの拡大を図ります。また、窓口での対応や施設利用における快適性、利便性の向上に努めます。

取組項目	事務手続きの簡素化・迅速化	【 1 - 2 - 1 】
	窓口サービスの向上	【 1 - 2 - 2 】
	電子自治体の推進	【 1 - 2 - 3 】

重点項目 3 公正で透明な町政の推進

情報公開条例や行政手続条例などを適切に運用し、町政の透明性の向上と公正・公平の確保、住民の権利利益の保護を図るとともに、外部監査の充実等、監査機能の強化に努めます。

取組項目	情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続 条例の適正な運用	【 1 - 3 - 1 】
	監査機能の充実	【 1 - 3 - 2 】

基本目標 2 . 持続可能な行政経営

長引く景気の低迷により自治体の財政状況は著しく悪化していますが、莫大な債務を抱える国の財政再建が大きな課題となっている今、国から地方への財政的支援は多くを期待できません。将来世代に過大な負担を残すことのないよう、収入に見合った予算規模を堅持し、健全で持続可能な行政経営を進めます。

重点項目 1 事務事業の見直し

事務事業の見直しは、引き続き行政改革の大きな柱です。行政評価制度を活用して、施策の選択と集中を進めつつ、効率的な事業展開を図っていきます。

取組項目	行政評価制度の向上	【 2 - 1 - 1 】
	補助金の適正化	【 2 - 1 - 2 】
	入札・契約制度の見直し	【 2 - 1 - 3 】
	外郭団体・関係団体の見直し	【 2 - 1 - 4 】

重点項目 2 自立的かつ計画的な財政運営

少なくとも今後数年間は、税収の本格的な回復が期待できないことから、新たな自主財源の確保と経常的な経費の縮減に工夫を凝らします。また、将来にわたって健全財政を維持していくため、地方債に過度の依存をすることなく、身の丈にあった行政運営を進めます。

取組項目	健全財政の維持	【 2 - 2 - 1 】
	自主財源の確保	【 2 - 2 - 2 】
	経常的経費の節減の徹底	【 2 - 2 - 3 】
	受益と負担の適正化	【 2 - 2 - 4 】
	公共工事のコスト縮減	【 2 - 2 - 5 】
	公会計制度の見直し	【 2 - 2 - 6 】
	特別会計・企業会計の健全化	【 2 - 2 - 7 】
	広域事務処理の推進	【 2 - 2 - 8 】

重点項目 3 民間活用

自治体の業務には、民間に任せたほうが効果的・効率的に行えるものが数多くあります。専門知識・技術を必要とする場合や定型的な業務を中心に、民営化や民間委託を促進します。

取組項目	民営化、民間委託の推進	【 2 - 3 - 1 】
	指定管理者制度 ⁴ の有効活用	【 2 - 3 - 2 】

基本目標 3 . やくばの自己変革

地方分権・地域主権改革の推進により、「住民に選ばれる町」をめざした自治体間の競争が始まっています。新しい自治体経営に向け、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出す人事管理制度の確立をめざすとともに、より効率的な組織運営を進めます。

重点項目 1 自治行政力の強化

今後は、自己決定・自己責任の原則の下で、基礎自治体である市町村の果たすべき役割と権限が徐々に拡大していきます。地域の実情や特性に即した住民本位の政策を展開するため、職員の政策形成能力や専門的能力の向上を図るとともに、内部統制の強化により住民に信頼される町政を実現します。

- 取組項目 職員の政策形成能力、専門的能力の強化 ... 【3 - 1 - 1】
- 職員の意欲と能力を引き出す人事制度の構築 【3 - 1 - 2】
- 庁内ガバナンスの強化 【3 - 1 - 3】

重点項目 2 効率的・効果的な組織運営

無駄のない簡素な組織を基本として、住民ニーズの変化に即した組織・機構の見直しと合わせ、人件費のさらなる抑制に努めます。また、これまで整備してきた各種公共施設の維持管理が大きな財政負担となっていることから、老朽化が進んで利用率も低い施設の廃止や統合などを進め、維持管理経費の縮減を図ります。

- 取組項目 住民ニーズに即した組織・機構の整備 【3 - 2 - 1】
- 定員管理、給与等の適正化 【3 - 2 - 2】
- 公共施設の有効活用と再編 【3 - 2 - 3】

行 動 計 画

(アクションプラン)

1. 満足度の高い住民サービスの提供

1. 住民の参画と協働の推進

		番号	1 - 1 - 1
取組項目	情報共有の推進		
事業所管課	企画政策課		
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和31年度 「広報たけとよ」を創刊。 ・ 平成 7年度 「声の広報」(朗読ボランティア)を開始。 ・ 平成10年度 「武豊町ホームページ」を開設。 ・ 平成11年度 「やくば情報出前講座」を開始。 ・ 平成12年度 「CATV文字放送」、「役場だより」を開始。 ・ 平成20年度 「CATVによる議会中継」を開始。 		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区を通じての広報配布、町施設や町内各駅への広報設置、ホームページ掲載などにより、広く町民への情報発信をしている。 ・ 区への未加入者、外国人や障がいのある人、PC機器など、環境の整備されていないご家庭、若年層への情報共有が不十分。 ・ 必要とする情報をタイムリーに発信されることの要望が高まっている。 ・ 町民の行政への関心は今後さらに高まるため、情報共有の推進をさらに進める必要がある。 		



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の届かない区未加入世帯への配布を検討する。 ・ 広報紙のコンビニ配置を調査・検討する。 ・ 町ホームページを平成22年度リニューアルに伴い、携帯電話でも閲覧できるようにする。また、ホームページの外国語表示を検討する。 ・ 町が検討中の課題や対応のポイントをまとめホームページに掲載する。 ・ 町民の目を引く広報、ホームページへの見直しをする。 ・ 各種審議会、協議会の開催予定、傍聴の可否、審議、協議結果を公表。 ・ 議会のインターネット中継の導入を検討する。 ・ 予算編成過程の透明化及び町民により分かりやすい予算説明資料の作成を検討する。 					
スケジュール	実施項目	平成 2 3	平成 2 4	平成 2 5	平成 2 6	平成 2 7
	広報紙等情報提供の見直し	調査研究・実施				
	町ホームページの見直し	実施				
ココがポイント	<p>アカウントビリティー(説明責任)の向上と行政と町民との情報共有の推進を図ることが協働のまちづくりの礎となる。</p>					

1. 住民の参画と協働の推進

番号

1 - 1 - 2

取組項目	住民意見の町政への反映
事業所管課	企画政策課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和49年度 「町長への提案（手紙）」を開始。 ・ 昭和50年度 「町政モニター」を開始。 ・ 平成18年度 「ホームページ意見質問箱」、「町長談話室へようこそ」「パブリックコメント」を開始。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民からの提案を町政に反映するため町長への提案、町政モニターなどの活用に努めている。 ・ まちづくりに関する住民との意見交換の充実、地域における課題や住民ニーズの的確な把握などにより、住民との協働によるまちづくりに努めている。 ・ 現在の広聴制度では、行政に無関心で意見を発する事に消極的である大多数の住民からの意見集約が難しい。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広聴事業の最適化を図るため、実施事業の評価を行い手法を見直す。 ・ 広聴結果の広報を拡充し、町民意見が町政に活かされていることを、PRする。 ・ 審議会などの委員選考の際には公募の拡充に努める。また、意見を積極的に取り入れるよう会議の進め方などを改善する。 ・ 住民参加のワークショップ⁵形式を拡大充実する。 ・ 総合計画の中間評価・見直しなどまちづくりのタウンミーティングを実施する。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	住民との対話の充実	見直し		実施		
	審議会委員等の公募の拡充	実施				
	政策形成への住民参加の促進	実施				
ココがポイント	広聴事業の手法見直しおよび広報の強化により、寄せられる意見の増加と多様化を目指す。					

1. 住民の参画と協働の推進

番号

1 - 1 - 3

取組項目	住民との協働の推進
事業所管課	企画政策課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度 武豊まちづくり地域活性化事業補助を開始。 平成19年度 地域活動推進交付金制度を開始。 平成20年度 「ふるさと巡回点検」を開始。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 武豊まちづくり地域活性化事業補助、地域活動推進交付金制度は、年々地区からの申請が増加の傾向にある。 地域活動推進交付金においては、申請が地区によりばらつきがあり、活動内容にも区民の一部の方のみが対象のものがある。 住民の意見や要望が多様化、複雑化してきている。それらの意見や要望についてさまざまな環境整備に努めていく必要がある。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 協働を推進するための計画・仕組みづくりを進める。 提案型の協働事業の創設を検討する。 地域活動推進交付金対象事業の見直しをする。 区への未加入者の加入促進を支援する。 アダプトプログラム⁶の対象の拡充を図る。 地域での交流の場の拡充、人材育成を図る。 職員への協働に関する意識啓発、人材育成を目的とした研修の実施。 					
スケジュール	実施項目	平成 2 3	平成 2 4	平成 2 5	平成 2 6	平成 2 7
	多様な主体との協働の推進	実施				
	アダプトプログラムの拡充	実施				
	地域コミュニティの活性化	見直し	実施			
	職員の地域活動への参加促進	実施				
ココがポイント	多くの区民（住民）が地区の事業・行事に参加できる仕組みを検討。					

2. 住民サービスの向上

	番号	1 - 2 - 1
取組項目	事務手続きの簡素化・迅速化	
事業所管課	総務課（電算）、収納課、税務課、住民課、福祉課、上下水道課	
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを利用した申請書等の取得が可能となった。 電算システム(税務、収納等)導入により、事務の簡素化及び効率化を図った。 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> コンビニ収納は県税での実績もあり、コンビニの選定、収納代理の手続き等の調整が必要。 コンビニ証明については、法整備やシステム構築も含め広域的に調整が必要。 	



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 各種手続き等の簡素化については、継続して検討を行い、可能なものから実施する。 コンビニ収納については、平成25年の基幹業務システム（住民情報、税情報等）の更新時期にあわせ、導入に向けた検討をしていく。 コンビニでの証明書の発行については、システム構築及び導入時期を検討していく。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	各種手続きの簡素化	継続実施				
	コンビニ収納の導入	検討			実施	
	コンビニでの証明書の発行	検討				
ココがポイント	<p>各種事務手続きの簡素化は継続して実施する。 コンビニ収納は、平成26年度の導入に向け取り組んでいく。 また、コンビニでの証明書発行は課題を整理し検討していく。</p>					

2. 住民サービスの向上

番号

1-2-2

取組項目	窓口サービスの向上
事業所管課	企画政策課（人事）、総務課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年度 窓口業務延長サービスを施行した。 平成15年度～平成17年度 図書館の利便性を図り、夏季開館時間を変更した。 平成22年度 総合体育館の閉館時間を変更。(21時から21時30分) 職員の資質向上を図るため、接遇研修を実施している。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 受付のワンストップサービス（総合窓口）の可能性について検討が必要である。 住民の施設利用形態に合った窓口サービスの充実が必要である。 住民の価値観の多様性に対応した職員の接遇研修が必要である。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 役所窓口の利用形態を把握し、職員体制も含めて、総合窓口等の設置を検討する。 ボランティアの活用等、できる限り費用のかからない方法で、フロアマネージャー(受付・案内係)の配置を含め庁舎案内の充実を検討する。 公共施設の開館時間等の変更について検討する。 職員のさらなる資質向上を図るため、接遇研修を継続して実施する。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	窓口案内の充実	検討 →	→	→	→	→
	公共施設の開館時間変更	検討 →	→	→	→	→
	職員の接遇向上	継続実施 →	→	→	→	→
ココがポイント	住民の窓口利用の利便性を確保するため、ワンストップサービスの提供が可能であるか検討する。					

2. 住民サービスの向上

		番号	1 - 2 - 3
取組項目	電子自治体の推進		
事業所管課	総務課（電算）、税務課、収納課		
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいち電子自治体推進協議会に参加し、共同開発により電子申請・届出については、平成16年度から順次稼働となっている。 ・ 施設利用予約システム及び入札システムは、平成19年度から稼働し運用している。 		
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申告、申請、届出等は電子化されてきているが、インターネット等による許可書発行や納税等については、さらなる検討が必要である。 ・ 平成25年度の基幹業務システム更新に伴い、既存システムの変更が必要となる。 		



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請（国税のe-Tax, 地方税のeLTAX）のシステム稼働中。 ・ 個人（給報）・法人住民税（申告）、固定資産税（償却資産）は、平成23年1月から稼働。 ・ 納税や手数料の支払いについては、法的な整備も含めて、ネット決済ができるよう検討する。 ・ 平成25年度の基幹業務システム更新により、既存システムの更新を検討。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	電子申請、電子手続きの拡大	継続実施			更新	
	ICT活用による情報サービスの充実	継続実施				
ココがポイント	平成25年度の基幹業務システムの更新を考慮し、住民サービスの向上が図られる電子自治体を推進する。					

3 . 公正で透明な町政の推進

番号

1 - 3 - 1

取組項目	情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例の適正な運用
事業所管課	総務課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開条例 平成20年度 公文書公開条例を全部改正 平成19～21年の請求件数 平成19年：2件 平成20年：6件 平成21年：10件 ・ 個人情報保護条例 平成20年度 旧条例を全部改正 平成19～21年の請求件数 平成19年：1件 平成20年：1件 平成21年：4件
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開、個人情報保護とも開示請求件数が年々増えており、今後は各会議録の開示請求も増えると予想されるため、これまで以上に迅速な対応が必要になってくる。 ・ 現在の文書管理は、かなり前に作成された文書分類表があるだけで、内容も現状に即していない。 ・ 文書の保存が効率的にできておらず、取り出しに時間を要する。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書分類表を現状に即したものに更新する。 ・ 文書管理システムの導入によって得られる情報公開の迅速化、事務の効率化、ペーパーレス化等の有効性について、先進自治体の状況を調査し、検討する。 ・ 行政手続条例を適正に運用し、コンプライアンス（法令順守）の徹底を図る。 					
スケジュール	実施項目	平成 2 3	平成 2 4	平成 2 5	平成 2 6	平成 2 7
	情報公開の推進	継続				
	文書管理システムの整備	検討				
ココがポイント	<p>文書管理システムを導入し保存文書の電子化を図ることで、文書の検索・抽出を容易にし、迅速に情報を公開することができる。 導入に係る費用は、過去の保存文書の電子化が約5,000万円程度、今後発生する文書の電子化が約2,000万円程度必要。</p>					

3 . 公正で透明な町政の推進

番号	1 - 3 - 2
----	-----------

取組項目	監査機能の充実
事業所管課	総務課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年度からは専門性の高い工事部門の監査を外部に委託し、平成10年度より、税理士資格を持った専門家を招致した。 平成22年度より、監査委員の補助職員を兼務職員1名から専任職員を増員し、体制の充実に努めた。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 現在、総務省は監査委員制度の見直しを検討中で、現行の監査委員制度の廃止を前提にした地方自治体内部と外部の監査のあり方が議論されている。 今後はその動向をみながら、適切に対応する必要がある。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 国の改正の動向を確認しながら、本町によりよい制度を導入。 今後は外部監査に重点がおかれるようになると思われる。 外部監査制度（現行） 平成9年の地方自治法の改正により創設された制度。地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化を図る観点から、監査委員の機能と併せ、外部の専門家による監査の実施を可能とした制度。都道府県、政令指定都市、中核市に対しては包括外部監査⁷が義務づけられているが、その他の市町村は任意。（条例化必要） 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	外部監査の充実	検討 →
ココがポイント	国の動向の確認 外部監査の費用は内容にもよるが年間1,500万円程度					

2. 持続可能な行政経営

1. 事務事業の見直し

	番号	2 - 1 - 1
取組項目	行政評価制度の向上	
事業所管課	総務課	
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度 行政評価導入に向け検討開始。 平成19年度 試行評価の実施。 平成20年度 全事務事業の一括評価を実施。 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度より全事業を3年に1度のサイクルで評価開始。 評価基準、評価方法の改善。 現在の評価事業の見直し。 	



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の適正化、最適化を図るために、評価実施事業の総点検を行い、評価手法を見直す。 実施プログラム、予算編成との連携強化を図り、更なる職員意識改革を求める。 評価の客観性向上を図るため、外部評価の有効性について検討する。 施策評価、政策評価の導入の検討。 					
スケジュール	実施項目	平成 2 3	平成 2 4	平成 2 5	平成 2 6	平成 2 7
	評価事業の見直し	見直し	実施			
	外部評価の導入を検討		検討			
ココがポイント	<p>現在実施している、評価対象事業および手法について改善し、内部評価に加え、評価の客観性を向上するため外部評価導入の必要性について検討する。</p>					

1. 事務事業の見直し

番号

2 - 1 - 2

取組項目	補助金の適正化
事業所管課	総務課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 第3次行政改革で検討し、補助金等認定会議の発足や補助金等整理合理化の検討基準を策定した。 平成16～18年度の補助事業は毎年5%マイナスシーリング(予算要求基準)を実施した。 その後に発生した新たな補助金については、補助金等認定会議あるいは行政評価によりその必要性を確認し、整理につとめてきた。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業には多種多様なメニューがあるため、事業間の公平で適正な補助配分が説明しづらい。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 各種補助基準項目を抽出し、適正な補助基準を策定する。 補助金の内容の公表を図る。 サンセット方式導入の検討。 (全ての補助金の終期を設定し、期限ごとに見直しをする) 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	各種補助金の適正化	見直し	実施			
ココがポイント	<p>全ての補助金に対しゼロベース[※]での見直し。 事業の必要性や、目的の達成度の確認。</p>					

1. 事務事業の見直し

	番号	2 - 1 - 3
取組項目	入札・契約制度の見直し	
事業所管課	総務課	
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度 電子入札に対応するため、要領の全改訂を実施。 平成22年度 格付けの見直しに伴い、一般競争入札の要領改訂を実施。武豊町最低制限価格試行要領と武豊町物品等電子入札試行要領を新規で追加。 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 入札に付すべき工事及び設計業務委託については既に電子入札で執行しているが、物品及びその他委託については紙入札となっている。 電子入札で執行できる案件については早期に試行していきたい。 総合評価落札方式については検討中である。 	



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に武豊町総合評価落札方式試行要領を新規で追加し、継続的に入札制度全般の点検および見直しを実施する。 平成24年度の入札参加資格申請（物品及びその他委託）の登録を全町内業者に周知させ、既に登録している町内業者については電子入札に参加可能となるよう、ICカードの購入をしてもらう。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	入札制度全般の点検と見直し	実施				
	物品の電子入札の拡充	見直し・試行	実施			
	総合評価入札制度の導入	試行	実施			
ココがポイント	工事の品質を確保するとともに、地元建設業者の育成に配慮する。					

1. 事務事業の見直し

	番号	2 - 1 - 4
取組項目	外郭団体・関係団体の見直し	
事業所管課	福祉課、産業課	
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成14、15年度に、町が団体に委託している事業内容と定員管理の調査を実施した。 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会とシルバー人材センター・商工会・観光協会は独立した法人であるが、町からの補助金が大きな財源になっている。 	



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の実績報告書をベースに、外郭団体が経営の効率化を図るための方策を調査し、指導・助言を行う。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	外郭団体の経営の改革	調査	検討	実施 (指導助言)		
ココがポイント	<p>各種団体は法人格を有するため自己財源確保に努めるべきであり、経営努力により自己財源確保に努めることにより、町からの補助金の縮減に資する。</p>					

2. 自立的かつ計画的な財政運営

番号

2 - 2 - 1

取組項目	健全財政の維持
事業所管課	総務課、企画政策課、上下水道課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 恵まれた財政力を背景に、総合計画実施プログラムを基本として事業選択を進めてきた。 数次の行政改革の取り組みの成果もあり、比較的健全な財政状況を保っている。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年の世界経済危機以降、町税の減収が顕著となっているが、経済情勢や人口動態を勘案すると、将来的にも歳入の回復は期待薄である。 下水道事業における多額の地方債償還が続くことに加え、今後、社会保障費がさらに増加していくことが確実であり、健全財政を維持するためには、中長期の財政計画に基づいた歳出の抑制が不可欠である。 不足財源に充てるため基金の取崩しが進んでおり、2~3年で枯渇する。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 中期財政計画に基づく歳出の抑制 プライマリーバランス⁹の均衡を保ち、赤字町債の借入れを必要最低限に止める中で、実施事業の選択と集中を進め歳出を抑制する。 町債残高の縮減（平成21年度末現在高：一般会計63.8億円、下水道事業101億円、農業集落排水事業3.6億円、水道事業4.2億円、合計172.6億円） 一般会計における地方債残高は、75億円程度を上限とする。 また、下水道事業、集落排水事業及び水道事業は、新規の借入れを抑制し、合わせて24億円以上の削減を図る。 以上により、平成27年度末における町債残高の合計を160億円以内（平成21年度末より12.6億円減）とする。 適正規模の財政調整基金の確保（平成21年度末現在高20.1億円） 臨時の支出に備え、最低10億円を目処に基金の温存・積立を図る。 					
スケジュール	実施項目	平成 2 3	平成 2 4	平成 2 5	平成 2 6	平成 2 7
	財政計画に基づく歳出の抑制	継続				
	町債残高の縮減	実施				
	財政調整基金の確保	実施				
ココがポイント	中期の財政見通しにより今後の支出可能額を算定し、身の丈にあった自治体経営を実施。					

2. 自立のかつ計画的な財政運営

番号

2 - 2 - 2

取組項目	自主財源の確保 税・使用料等の収納対策の強化
事業所管課	収納課、子育て支援課、上下水道課等
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度 収納課の設置。 平成19年度 町税滞納整理システムの導入。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 町税現年課税分の収納率は、過去5年間、98.3%から98.4%で安定して推移している。 直近では、景気低迷の影響による税・使用料等の収納環境の悪化が懸念される。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 県と知多管内の市町が合同で、平成23年度から地方税滞納整理機構を設置する。 収納課を中心として、税・使用料等の収納対策の強化を図る。 滞納者に対する差押えや行政サービスの制限の強化を検討する。 コンビニ収納の検討を進める。(別掲) 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	滞納整理機構の活用	実施				
	税、使用料等の収納対策の強化	検討	実施			
ココがポイント	地方税滞納整理機構の設置により、県や近隣市町と連携して、滞納整理を実施する。					

2. 自立的かつ計画的な財政運営

番号

2 - 2 - 2

取組項目	自主財源の確保 未利用財産の処分と新たな自主財源の発掘
事業所管課	総務課、企画政策課、土木課、産業課等
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度～ 売却可能資産を抽出・売却。 平成19年度 企業立地及び工場増設の促進のため、新産業立地奨励金制度を創設。 平成21年度 ホームページにバナー広告¹⁰を掲載。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 未利用地の売却の促進。 未利用財産の有効活用。 新規の自主財源の発掘。 少子高齢化の進行による個人町民税の減少。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 普通財産及び土地開発基金所有地の売却や貸付を促進する。 未利用財産を把握し、その活用方法を検討する。 不用物の処分においては、競売等による収入の確保に努める。 封筒・広報・掲示板・公用車等、新規の広告収入確保を検討する。 公共施設の自動販売機設置は順次、入札に切り替える。 引き続き企業誘致に努め、町税収入の確保を図る。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	未利用財産の売却、貸付	洗い出し →	実施			
	広告収入等、税外収入の確保	検討 →		実施		
	企業の誘致	継続 →				
ココがポイント	<p>維持する財産、処分する財産について適正に把握し、資産の圧縮と優良資産への転換を進める。 新たな財源確保策である広告収入等を検討し、可能なものから実施していく。</p>					

2. 自立のかつ計画的な財政運営

番号

2 - 2 - 3

取組項目	経常的経費の節減の徹底
事業所管課	総務課、施設所管課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算編成段階において、必要性および執行状況を確認し、経費の削減に努めてきた。 ・ 施設の維持管理における修繕は、緊急度を優先に対応してきた。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員一人ひとりのコスト意識は高まってきているが、さらに徹底を図る必要がある。 ・ また、施設の維持管理経費を極力抑制してきたことから、長寿命化を図るため、年次計画で対応する必要がある。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 査定等の機会において、継続して事業内容を精査する。 ・ 消費的な維持管理コスト（光熱水費、清掃、草刈等）については、必要量を精査し、削減に努める。 ・ 町施設全体の一層の省エネ及び効率化を促進する。 ・ 各施設の躯体・附属設備の状況を点検し、処置方法について検討し、長寿命化に向けて計画を策定し、必要な処置を実施していく。 					
スケジュール	実施項目	平成 2 3	平成 2 4	平成 2 5	平成 2 6	平成 2 7
	冗費(ムダ)の徹底的な洗い出し	継続				
	施設維持管理コストの縮減と長寿命化	施設維持計画策定	実施			
<p>ココがポイント 経費のムダ遣いやコスト縮減に向けた意識の醸成。</p>						

2. 自立的かつ計画的な財政運営

番号

2 - 2 - 4

取組項目	受益と負担の適正化
事業所管課	総務課、所管課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に、中央公民館、総合体育館、運動公園、砂川会館等の減免規定や使用料の見直しを行った。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 使用料・手数料の積算単価について、長期間見直しがされていないものがあり、負担水準の適正化が急務である。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 需要予測に基づき、受益者が負担することが適当であるコスト、適正な使用料を現状に即して再算定し、可能なものから見直しを行う。 定期的に、積算コスト・需要予測が著しく過大、若しくは過小となっていないことを簡易に確認できるような仕組みを構築する。 (行政評価シートの活用等) 減免する対象・割合について、目的・近隣自治体・競合民間施設の状況を勘案し、見直しを実施する。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	使用料・手数料の見直し	検討			実施	
	減免制度の見直し	検討		実施		
ココがポイント	使用料・手数料の負担については、定期的に見直すサイクルを確立し、適正な負担水準を維持する仕組みを構築する。					

2. 自立的かつ計画的な財政運営

番号

2 - 2 - 5

取組項目	公共工事のコスト縮減
事業所管課	総務課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「武豊町公共工事コスト縮減に関する行動計画」 (計画期間：平成12年～平成14年) ・「武豊町公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」 (計画期間：平成15年～平成20年) ・「武豊町公共工事コスト構造改善プログラム」 (計画期間：平成21年～平成25年)
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・近年のめまぐるしい社会状況の変化、厳しい財政状況が続く中で、コストと品質の両面を重視する取り組みは転換期にある。 ・住民が安全に安心して暮らせるための社会資本整備を、効率的に引続き進めていくため、従来からの施策に加え、将来の維持管理・更新費用の対応、地球温暖化等の環境への負荷軽減などにも配慮した計画を策定しコスト縮減対策をより一層、効果的に進めなければならない。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合的なコスト構造改善」は、コストと品質の観点から公共事業を抜本的に改善し、良質な社会資本を効率的に整備・維持することを目的としている。 ・施策の実施にあたっては、社会資本が本来備えるべき共用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等、所要の基本性能・品質の確保を図ることとする。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	コスト縮減計画の継続	継続				
ココがポイント	<p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年4月施行)に基づき、価格と品質が総合的に優れた公共工事の実現に努める。</p>					

2. 自立的かつ計画的な財政運営

番号

2 - 2 - 6

取組項目	公会計制度の見直し（新地方公会計）
事業所管課	総務課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 財務書類は、従来から「総務省方式」により作成し公表してきた。 平成18年8月の地方行革新指針において、総務省より各地方自治体に対して、新地方公会計モデルによる公会計整備が要請されたことから、平成21年度に20年度決算（単体）に基づく財務書類を「基準モデル」により作成し、平成22年度には連結財務書類を作成する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 発生主義、複式簿記は複雑難解で、関係職員の知識が十分でない。 現行財務システムからの複式仕訳の作業が煩雑である。 財務書類を活用し、他の自治体との比較検討の下に財務の改善を進める必要がある。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 発生主義、複式簿記¹¹の知識習得をさらに進める。 財務会計システムの次期更新に合わせ、自動仕訳の導入を検討する。 国、県、先進自治体の例を参考に、財務書類をさらに活用する方法について検討を進める。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	発生主義、複式簿記の導入	実施 →	財務システムの検討 →	→	→	→
ココがポイント	固定資産台帳を管理することにより、施設等ごとの老朽度などが把握でき、施設管理の上で有効的な手段となりうる。					

2. 自立のかつ計画的な財政運営

	番号	2 - 2 - 7
取組項目	特別会計・公営企業会計の健全化 特別会計の健全化	
事業所管課	住民課、福祉課	
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業は、一般会計からの繰出金に依存している状況もあり、法定外繰出金の上限を設けて実施してきた。 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計の独立採算制の原則に基づく、自立した財政運営の確立。 国民健康保険事業の収支状況が悪化しており、健全化が急務。 	



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療及び介護保険事業においては、適切な事業推進に努め、健全運営の確保を図る。 国民健康保険事業においては、保険税の見直しと医療費の抑制により健全化を図る。 国民健康保険事業への法定外繰出金については、その運営状況を総合的に勘案して、適切な額を決定する。 後期高齢者医療の新制度移行には、国の動向を見据え適切に対処する。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	自立的財政運営に向けた取組	検討		実施		
	国民健康保険税の適正化	実施				
ココがポイント	各会計ごとに自立した財政運営を行うべく事業計画を立て、健全化を推進する。					

2. 自立のかつ計画的な財政運営

	番号	2 - 2 - 7
取組項目	特別会計・公営企業会計の健全化 企業会計等の健全化	
事業所管課	上下水道課	
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業においては、適切な事業実施により健全経営を確保してきた。 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計等の独立採算の原則に基づく自立した財政運営の確保。 一般会計における実質公債費比率への影響等を回避するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業への基準外繰出金の抑制。 	



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 各会計の健全で自立した運営・経営のため、普及率の向上に努め、使用料収入の増加を図る。 会計ごとに中期財政計画を策定し、適切な事業推進を図るとともに債務の計画的な返済を進める。 法定外繰出金について、一定のルールを定め、一般会計からの繰出しを抑制する。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	自立的運営・経営に向けた取組	検討		実施		
	債務の計画的な返済	検討		実施		
ココがポイント	各会計ごとに自立した財政運営を行うべく事業計画を立て、一般会計からの繰り出しに頼ることのないよう健全化を図る。					

2. 自立的かつ計画的な財政運営

番号

2 - 2 - 8

取組項目	広域事務処理の推進 ごみ処理の広域化
事業所管課	環境課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和37年 ごみ共同処理のため、常滑武豊衛生組合を設立。 ・ 平成11年 「知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議」設立。 ・ 平成18年 ブロック会議で「ごみ処理基本計画」を策定。 ・ 平成19年 ブロック会議事務局に各市町から職員派遣。 ・ 平成22年 「知多南部広域環境組合」発足。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知多南部広域環境組合（2市3町）でごみの広域処理を行うことが決定しているため、計画に基づき着実に進めていく。 ・ 各市町の思いがあり、調整に時間を要する面がある。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度中に焼却処理方式を決定し、平成28年度までに施設整備工事を完了させる。 ・ 常武クリーンセンターについては、新施設稼働後の跡地利用を検討する。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	ごみ処理の広域化	環境影響評価 (平成22年度～)		実施設計	施設整備工事 (平成28年度まで)	
	常武クリーンセンターの跡地利用				検討	
ココがポイント	2市3町が共同でごみ処理施設を集約することにより、スケールメリットを活かし、環境負荷の低減と、施設建設及び運営コストの縮減を図ることができる。					

2. 自立的かつ計画的な財政運営

番号

2 - 2 - 8

取組項目	広域事務処理の推進 消防通信指令業務の共同化
事業所管課	防災交通課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年 電波法関係審査基準の一部改正。(7MHz周波数の使用期限) 平成18年 消防組織法の一部改正。(広域化の推進) 平成20年 県消防広域化推進計画策定。 (知多地域6消防本部が広域化対象) 平成20年 知多地区広域行政圏協議会にて承認。(指令業務の共同化) 平成20年 広域化対象市町による広域消防運営計画を作成。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 災害や事故が複雑多様化・大規模化している。 高齢化により救急需要が増加している。 消防指令業務施設の老朽化及び消防救急無線のデジタル化 (平成28年5月31日)に伴い多額の費用を要する。 小規模な消防本部では、出動体制、消防車輛等に限りがある。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から通信指令業務を共同化することで、以下のメリットが期待できる。 指令システムの一本化によるコスト縮減。 高機能指令台の整備により、各種災害に的確に対応。 発信地表示システム等の導入で、現場到着時間を短縮。 近隣消防からの応援により、迅速かつ高度な災害対応。 消防業務全体の広域化に向け、さらに検討を進める。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	通信指令業務の共同化	工事	運用			
	消防業務全体の広域化			検討		
ココがポイント	<p>広域化により、コストの縮減が図れるうえ、迅速な応援体制が確保できる。</p>					

3 . 民間活用

	番号	2 - 3 - 1
取組項目	民営化、民間委託の推進 保育園の民営化	
事業所管課	子育て支援課	
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に「武豊町保育園等基本方針」を策定し、保育園等の整備・運営について、中長期的な視点から、基本的な考え、推進方策を取りまとめた。 民間による保育園運営や民間幼稚園の誘致等も計画の対象範囲とした。 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 町内には、公立の保育園が11園（平成23年度から10園）あるが、民間の保育園・幼稚園はない。 少子化・女性の社会進出の増加等により、多様な保育ニーズ、幼児教育ニーズへの対応が必要である。 財政の制約が高まる中で、保育の質を低下させることなく、効果的・効率的な保育園運営が必要となっている。 三位一体改革により、公立保育園の運営費が一般財源化され、施設整備交付金が公立保育園に適用されなくなる等、公立保育園を取り巻く資金面での制約が厳しくなっている。 	



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に「武豊町保育園等整備計画」を策定し、保育園の整備と運営等の具体的な方策について取りまとめる。 民営化により休日保育、特色のある保育・教育などのサービスの充実、保育経費の抑制などの効果が期待されるため、保育園の民営化について検討する。 特色のある教育ニーズに応えるため、民間幼稚園・認定こども園の誘致についても検討する。 民営化にあたっては、国の保育園施策の動向に留意するとともに、合意形成に向けて慎重に手順を踏むことが必要である。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	保育園の民営化（幼保一元化）	検討 →	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
ココがポイント	保育園の民営化により休日保育、特色のある保育などのサービスの充実、保育経費の抑制などの効果が期待される。					

3 . 民間活用

番号	2 - 3 - 1
----	-----------

取組項目	民営化、民間委託の推進 学校給食センターの民間委託
事業所管課	学校給食センター(学校教育課)
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食センターのあり方について、政策調整会議を平成18年度に1回、平成19年度に3回開催し検討した。 将来の民営化、民間委託を前提に正規調理員の定年等による人員減に対して、パート調理員で対応している。 平成21・22年度は、民営化等を実施している近隣市町村の状況調査を実施。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 昭和50年4月にオープンした施設・備品の老朽化が進んでいるため、施設改修・備品の買替えが必要になり、平成22年度に当面必要な外壁改修工事、食缶保管庫の買替えを実施した。 民営化等に向けて、残りの施設改修・備品の買替え、残っている正規調理員の配属をどうするか、施設移転の可能性の問題が生じている。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化もあり、民営化等に向けて、平成26年より調理業務を民間委託し、施設のリニューアルを含めたなかで公設民営化を検討していく。 現在残っている正規調理員の保育園園務員への異動を検討する。 					
スケジュール	実施項目	平成 2 3	平成 2 4	平成 2 5	平成 2 6	平成 2 7
	学校給食センターの民間委託	検討・準備			実施	
<p>ココがポイント 平成26年度より、調理業務を民間委託化を予定。</p>						

3 . 民間活用

番号

2 - 3 - 2

取組項目	指定管理者制度の有効活用 保育園、児童館、子育て支援センターの指定管理者制度の導入
事業所管課	子育て支援課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に「武豊町保育園等基本方針」を策定し、保育園等の整備・運営について、中長期的視点から、基本的な考え、推進方策を取りまとめた民間による保育園運営等についても対象範囲とした。 児童厚生員については、嘱託職員の退職補充を行わず、非常勤職員化を進めている。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 町内には、公立の保育園が11園（平成23年度から10園）あるが、民間の保育園・幼稚園はない。 少子化・女性の社会進出の増加等により、多様な保育ニーズ、幼児教育ニーズへの対応が必要である。また、財政の制約が高まる中で、保育の質を低下させることなく、効果的・効率的な保育園運営が必要となっている。 児童館は、児童に健全な遊びを提供するため、4館設置している。子育て支援センターや児童クラブが設置され、児童館を取り巻く環境が変化している。 子育て支援センターは、就園前の幼児をもつ保護者が孤立し、育児不安を抱えないように、北保育園内に1か所設置した。平成24年に南部子育て支援センターの設置を計画し、子育て支援の充実を図る。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に「武豊町保育園等整備計画」を策定し、各保育園の整備と運営のあり方について取りまとめる。 保育園の指定管理者制度の導入は、休日保育、特色のある保育・教育などのサービスの充実が期待される反面、保育の継続性、運営経費、導入手続き等の課題があるため、引き続き調査検討する。 児童館・子育て支援センターの指定管理者制度の導入は、サービスの充実や運営経費の抑制等が期待されるため、調査検討する。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	保育園、児童館等への導入への検討	検討 →	→	→	→	→
ココがポイント	保育園・児童館・子育て支援センターの指定管理者制度の導入は、サービスの充実、経費の抑制が期待される。					

3 . 民間活用

番号

2 - 3 - 2

取組項目	指定管理者制度の有効活用 図書館の指定管理者制度の導入
事業所管課	生涯学習課(図書館)
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中改革プランにおいて、図書館を含む直営24施設で指定管理制度を含む民間委託の推進について検討・実施することが決定。 ・ 平成18年度より、指定管理・一部業務委託・PFI方式の先進館を視察。 ・ 図書館協議会にて、指定管理者制度導入について検討を依頼。 ・ 協議会で平成22年7月に知多市・常滑市の指定管理導入館を視察。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度現在、図書館の運営に関わる職員は、正規職員5名、非常勤職員14名によるシフトで午前10時～午後6時に対応。 ・ 指定管理にした場合リスクが無いわけではないが、施設の維持・管理に関するコストはアルバイトを含む人件費の面で約1,000万円の減予想。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度導入を前提に、平成23年初旬に社会教育審議会、教育委員会に制度の導入案を上程予定。 ・ 平成23年度に「図書館の設置及び管理に関する条例」、「同施行規則」を一部改正し、指定管理者を募集・選定の後、平成24年度より指定管理業務に移行予定。 					
スケジュール	実施項目	平成 2 3	平成 2 4	平成 2 5	平成 2 6	平成 2 7
	図書館の指定管理者制度の導入	指定管理導入準備	指定管理導入			
ココがポイント	<p>運営・管理に優秀な指定管理者の導入により、人件費的経費の削減、開館時間の延長、専門的知識を有する司書の増加による図書館業務のサービスの更なる向上が期待できる。</p>					

3 . 民間活用

番号

2 - 3 - 2

取組項目	指定管理者制度の有効活用 その他公の施設の指定管理者制度の導入
事業所管課	生涯学習課(中央公民館、総合体育館、町民会館、歴史民俗資料館)
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中改革プランにおいて、図書館を含む直営24施設で指定管理制度を含む民間委託の推進について検討・実施することが決定。 ・ 歴史民俗資料館については文化財関係の業務を所管するため法の規定により除外し、町民会館は運営業務の一部を住民団体(NPO武豊)に委託し、総合体育館は21年度より武豊町スポーツクラブに一部事業運営を委託している。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合体育館は21年度より、職員の指導・協力により武豊町スポーツクラブに一部事業運営を委託しているが成人向けの事業では既設団体の体育協会等との調整に苦勞している、また今後の運営面でも更なる町の助成が必要である。 ・ 町民会館については、平成16年度の開館以来管理運営業務の一部について住民団体(NPOたけとよ)との協働によるアウトソーシング¹²を実施しているが今後の運営面で、更に協働化を進める必要がある。 ・ 各施設、運営状況が不統一のため、まず、手始めに減免規定等の整合性を図る必要がある。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度中に、中央公民館・総合体育館関係・町民会館の減免規定、各施設に関連する団体の補助金関係の見直しを実施し、その後、早めに指定管理について対応していく必要がある。 					
スケジュール	実施項目	平成 2 3	平成 2 4	平成 2 5	平成 2 6	平成 2 7
	その他公の施設への導入への検討	<p>検討</p>				
ココがポイント	<p>運営管理に優秀な指定管理者を導入することにより、人材の有効活用、人件費の節減、開館時間の延長、施設の有効活用が期待できる。</p>					

3. やくばの自己変革

1. 自治行政力の強化

	番号	3 - 1 - 1
取組項目	職員の政策形成能力、専門的能力の向上	
事業所管課	企画政策課	
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修。(自治大学、市町村中央研修所、全国市町村国際文化研修所等の研修に参加、公的資格取得支援、まちづくり自主研究支援等) 職員採用年齢条件の拡大。(行政職30歳まで、保育職35歳まで) 	
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権改革の一層の進展、時代の変化や住民ニーズの多様化・高度化更には厳しさを増す財政事情など、様々な課題に適切に対処していく必要がある。 職員が持つ能力を結集し組織力を高める事が必要で、高い専門能力と政策形成能力を備えた人材を確保することが急務と考えられる。 	



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成基本方針策定により「求められる職員像」を職員、住民に発信。 政策形成能力と管理能力向上研修、実務専門研修への積極的な参加、部下や後輩の「やる気」を高めるOJT¹³(コーチングスル)の能力向上。 民間経験者を広く募集し、有資格者・専門経験者のキャリア採用を検討するとともに、在職職員の中でスペシャリストの育成に努める。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	人材育成基本方針の策定	方針策定	実施			
	職員研修の機会と内容の充実	見直し	実施			
	キャリア採用による優れた人材の確保	検討				
ココがポイント	<p>人材育成基本方針の中で、採用計画、研修計画、育成型ジョブローテーション¹⁴、スペシャリストの育成、その他人材育成にかかる制度の目的を職員、住民に発信。平成25,26年の行政職大量退職、職員数の少ない年代への人材確保に対応すべく、民間で培われたキャリア能力を有する人材の採用を検討。</p>					

1. 自治行政力の強化

番号

3 - 1 - 2

取組項目	職員の意欲と能力を引き出す人事制度の構築
事業所管課	企画政策課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度より人事考課制度、自己申告制度の導入。 平成21年6月支給勤勉手当成績率による格差支給を課長以上で実施。 平成22年6月支給勤勉手当成績率による格差支給を課長補佐以上で実施。 多様な職務経験させる制度として採用後10年以内に3所属の異動行うジョブローテーションの実施。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年より地方公務員の給与構造改革が進められるとともに、人員削減がなされ、更に時代の変化により高度化、多様化が求められている。 職員個々が様々な課題を自ら発見し、解決に自ら向かい、行動する意欲を持って取り組まなければならない。そのため、職員の士気を高め、意欲と能力を最大限引き出す人事制度を構築する必要がある。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 人事考課、自己申告による評価を人事異動、昇任、昇給に反映、所属長ヒヤリングによる人材育成型の人事評価制度の更なる構築。 各種制度の検討。(庁舎内公募制度、国や県への派遣、新事業提案制度、複線型人事制度¹⁵ほか) 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	能力と実績に基づく人事考課制度の確立	見直し		実施		
	査定昇給制度の導入	検討				
ココがポイント	能力、業績により昇任、昇給、勤勉手当に反映する人事制度の構築により、職員の「やる気」を高め、質の高い行政サービスを提供。					

1. 自治行政力の強化

番号

3 - 1 - 3

取組項目	庁内ガバナンスの強化
事業所管課	企画政策課、総務課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に各所管により事務執行体制の見直しについて検討。 所管で取り扱う現金、金券のチェックを定期的を実施。 平成21年度「武豊町職員等の公益通報に関する要綱」の制定。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 職員による不適正経理、事務処理のミス、法律や条例等の違反等が発生し住民からの信頼が損なわれている。 町民から信頼される町政を実現するべく、ガバナンス（内部統制）に関する方針が求められている。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守（コンプライアンス）の確保、公金の取り扱い、予算執行にあたって、組織で統一的な体制と手順、チェック機能の強化システムを構築する。 職員倫理や服務規定の改革に取り組む。 コンプライアンス上問題ある行為を知りえたときの、内部通報制度の機能を確立する。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	チェック機能の高い執行体制の構築	検討	構築・実施			
	職員倫理規定の策定	策定	実施			
ココがポイント	組織で統一的なチェック機能の強化、不適正な業務改善、法令遵守の徹底により、町民から信頼される行政を実現する。					

2. 効率的・効果的な組織運営

番号

3 - 2 - 1

取組項目	住民ニーズに即した組織・機構の整備
事業所管課	企画政策課（人事）
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年に企画情報課と人事秘書課、水道課と下水道課の統合で、より効率的な行政運営を図った。また、児童課を子育て支援課に変更し、児童福祉部門の強化を図った。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 多様化、専門化する行政ニーズに対し効率的かつ効果的にスピード感を持って業務を遂行するため、今後とも行政需要の変化に柔軟に対応できる行政運営体制の構築に努めていく必要がある。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> アウトソーシングや指定管理者制度を取り入れ、組織の簡素化を目指し効率的な行政運営を目指し継続的に見直しを行う。 業務内容の変化に柔軟に対応できる組織づくりや手続きが少ない移動ですむような住民にわかりやすい行政組織の体制の整備を整えます。 縦割り行政による非効率を見直し風通しのよい水平的な部署の連携により効率的な組織を構築。 国民健康保険事業における賦課と給付の一体的な運営をするための組織づくりや、指定管理者制度の導入をにらんだ、生涯学習（中央公民館・図書館・総合体育館・町民会館）のあり方を検討。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	「全体最適化」に向けた組織・機構の整備	検討		実施		
	風通しの良い水平的な組織運営	検討		実施		
ココがポイント	縦割り行政による非効率等を見直し、効率的・効果的な組織を構築することで行政需要の変化や住民ニーズに柔軟・迅速に対応できる体制を構築します。					

2. 効率的・効果的な組織運営

番号

3-2-2

取組項目	定員管理、給与等の適正化
事業所管課	企画政策課（人事）
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度より事務の見直しと組織の効率化を行うことで、当初の計画通り組織力の低下を抑え5年で17人の（率4.68%）の職員を削減した。また定年退職者の不補充を原則に技能労務職は非正規職員の採用を行った。 給与の適正化については、平成18年度に通勤手当、平成19年度に管理職手当、扶養手当の見直し、平成21年度に期末勤勉手当と給料表の改定、平成22年度には地域手当の改定を行った。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 集中改革プランで、事務事業の簡素・合理化、職員個々の業務領域の拡大、多様な任用制度等の活用の取組みを行い、少数精鋭による効率的な人員配置に取り組んだ。引続き限られた予算と人員で、サービスを維持するため中長期的な視点で適正な人員配置と計画的な定員管理が求められる。 給与制度については、引き続き情勢適応の原則に基づき納得性のある給与水準の維持と、勤務実績を給与へ反映させる一層の推進を図る。

課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 団塊世代の大量退職を控え、アウトソーシングや指定管理者制度を推進し公共サービスの質を維持向上させることが可能な適正職員数を見極め、定年延長制度も考慮しつつ、次期 定員適正化計画に基づき引き続き職員数の削減に取り組む。 給与制度については人事院勧告に基づく給与制度の見直しや国、県に準拠した手当適正化、査定昇給や勤務実績を反映した勤勉手当の支給者の拡大に取り組む。 福利厚生制度については補助金の廃止を視野に入れ検討を行なう。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	アウトソーシングに合わせた定員管理	見直し →	実施 →			
	職員給与の見直し	検討 →		実施 →		
	福利厚生制度の見直し	見直し・実施 →				
ココがポイント	中長期的な視点から計画的な定員適正化を行い、勤務実績の給与への反映を一層推進し、人件費を抑制しつつ公共サービスの質を維持向上します。（人）					
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	退職者数(予定)	16	7	13	21	8
	採用者数(予定)	16	5	8	12	9
	職員数	346	344	339	330	331
	行政職	210	210	208	203	204
	保育職	102	102	102	102	102
技能労務職	34	32	29	25	25	

2. 効率的・効果的な組織運営

番号

3 - 2 - 3

取組項目	公共施設の有効活用と再編 野外活動センターの廃止
事業所管課	生涯学習課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 行政評価において、野外活動センターは、平成19年度から3年連続して、主に費用対効果の観点からD評価(統合・廃止の方向)とされた。 平成21年度から当該施設を廃止する方向で、地主等と協議を開始した。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 昭和60年10月竣工後、24年が経過し、施設の老朽化が進み、維持・修繕費も増加している。 利用面については、平成4年度に2,400人程度の利用があったが、この5年の利用者は、林間学校で400人程度、一般利用で300~400人程度(町外利用者が半数以上)であり、減少している。 平成22年4月、地主等との協議の結果、野外活動センターは、平成24年度の林間学校及び一般利用の終了後廃止し、土地を返還する方向で合意した。今後、地主への土地の返還条件、手続き等が課題になる。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に野外活動センターを廃止する方向であったが、地主からの要望により、平成23年度をもって閉村予定である。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	野外活動センターの廃止	廃止 				
ココがポイント	野外活動センターは、平成24年度に廃止する計画である。					

2. 効率的・効果的な組織運営

番号

3 - 2 - 3

取組項目	公共施設の有効活用と再編 児童館のあり方の検討、交通児童遊園の廃止
事業所管課	子育て支援課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度策定した（後期）次世代育成支援地域行動計画の中で、児童館は、身近な子育て支援の拠点施設として、子育て支援機能の充実を求めている。 東大高児童館は、南部子育て支援センターの整備に伴い、その機能の移転を計画している。 平成19年度から、嘱託児童厚生員の退職補充を取り止め、非常勤職員化を進め、経費の節減を図っている。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 児童館は、4館あり各小学校区に1か所設置されている。少子化・核家族化・女性の社会参加が進む中で、子育て支援策の充実を図るため、子育て支援センターや放課後児童クラブが整備され、児童館を取巻く環境が変化している。 交通児童遊園については、交通安全教室が各学校周辺道路を利用して実施されるなど、その役割を終えている。 東大高児童館と交通児童遊園の両施設とも老朽化が著しく、南部子育て支援センターの設置に伴い、児童館の移転と交通児童遊園の廃止が課題になっている。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 児童館は、子育て支援策の充実を図るとともに、今後、予測される児童数の減少や財政的な制約を踏まえ、その機能、用途、運営等のあり方について検討する。 平成24年度の南部子育て支援センター設置に伴い、東大高児童館の機能の移転と交通児童遊園の廃止を計画している。 					
スケジュール	実施項目	平成 2 3	平成 2 4	平成 2 5	平成 2 6	平成 2 7
	児童館のあり方の検討	検討 →
	交通児童遊園の廃止	検討 →	廃止 →			
ココがポイント	南部子育て支援センター設置計画に伴い、老朽化が著しい東大高児童館の移転と交通児童遊園の廃止を計画している。					

2. 効率的・効果的な組織運営

番号

3 - 2 - 3

取組項目	公共施設の有効活用と再編 富貴支所の機能統合
事業所管課	住民課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度～21年度の「集中改革プラン」では、公共施設の廃止・統合及び用途の見直しを課題とし、このなかで富貴支所の統合・廃止に向けて具体的な検討を行うこととされた。（総務課所管）
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 富貴支所は、転入、転出等の住民異動届、出生届、婚姻届など各種届け出の受理や、印鑑登録及び証明書発行、住民票の写し、戸籍謄抄本等各種証明書の発行交付のほか、町税の収納、汲取り券の販売などの業務を取り扱っている。 1日あたりの支所来庁者数は20人前後で、富貴地区住民への行政サービスの拠点となっている。 公共施設としての費用対効果を客観的に思慮するならば、支所の住民サービス機能に対する施設維持管理経費等の過多は、組織運営上の検討課題である。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の開設を目指す「南部子育て支援センター」への富貴支所機能の統合を検討していく。 統合をする場合、コンビニ証明、コンビニ収納の検討、実施と並行して取り組み、継続する住民サービス機能については、運営上の負荷が無いよう精査する。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	富貴支所の機能統合	検討				
ココがポイント	平成24年度の開設を目指す「南部子育て支援センター」への富貴支所機能の統合を検討する。					

2. 効率的・効果的な組織運営

番号

3 - 2 - 3

取組項目	公共施設の有効活用と再編 保育園の改築に伴う統合、再編
事業所管課	子育て支援課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度策定の「集中改革プラン」で、多賀保育園の六貫山保育園への統合を計画した。 平成20年度に「六貫山保育園耐震改築基本計画」を策定し、具体的な統合方策等を取りまとめた。 平成21年度に「武豊町保育園等基本方針」を作成し、保育園等の整備・運営について、中長期視点から、基本的な考え、推進方策（施設整備方針と統合基準等）を取りまとめた。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に、六貫山保育園耐震改築工事の本体園舎工事を完了し、平成23年度から、多賀保育園を統合廃止する計画である。 昭和50年以前に建設された保育園があり、老朽化による計画的な建て替えが必要になってくる。 子どもの数の減少や財政の制約が高まる中で、保育の質を低下させることなく、保育園の効率的かつ効果的な運営を図る必要がある。 平成22年度に「保育園等整備計画」を策定し、具体的な方策を取りまとめる。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度策定の「保育園等整備計画」に基づいて、保育園等の整備を実施する。 計画実施にあたっては、多様な保育サービスに対応する機能を備えるとともに、園児数の推移、保育園の立地バランス、財政面等を勘案し、町全体で、8園程度に統合再編することを検討する。 統合にあたっては、「基本方針の統合の基準」を尊重するとともに、地域の保護者等への理解を得ることや通園している園児や保護者への影響を最小限にすることに留意する必要がある。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	保育園の改築に伴う統合、再編	多賀保育園統合実施	検討			
ココがポイント	<p>「保育園等整備計画」に基づいて、保育園等の整備を実施する。計画実施にあたっては、多様な保育サービスに対応する機能を備えるとともに、園児数の推移、保育園の立地バランス、財政面等を勘案し、保育園の統合再編を検討する。</p>					

2. 効率的・効果的な組織運営

番号

3 - 2 - 3

取組項目	公共施設の有効活用と再編 老人福祉センターの見直し
事業所管課	福祉課
これまでの取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の健康相談、健康増進、教養の向上及びレクリエーションの場として多くの高齢者にご利用いただいていたが、高齢者を取り巻く環境の変化に伴い、老人福祉センターの今後のあり方について検討する。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和54年4月の開館以来31年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。 ・ 平成21年度の年間利用者は、10,071人で減少傾向にある。また、男性の利用が多いという特徴がある。 ・ コミュニティバスの運行開始により、老人福祉センター専用の送迎バスのあり方を検討する必要がでてきた。 ・ 本町では、憩いのサロン事業を積極的に展開しており、各地域にサロン会場が開所できれば、歩いて通える場所で老人福祉センターの役割も期待することができる。 ・ 国庫補助金の交付を受けた施設である。



課題解決のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時代の要請を的確に捉え、憩いのサロン等の充実を図りつつ、老人福祉センターの用途変更及び廃止を含めて施設のあり方を検討する。 					
スケジュール	実施項目	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
	老人福祉センターの廃止	検討				
ココがポイント	憩いのサロン事業について、高齢者が歩いて通える場所での開所及び男性が参加しやすい内容の検討。					

(用語解説)

1 義務的経費

支出が義務的で任意では削減できない経費を言う。歳出のうち特に人件費、公債費、扶助費は歳入の状況にかかわらず支出しなければならない経費であり、この義務的経費の割合が小さいほど財政の弾力性があり、比率が高くなると財政の硬直度は高まるとされている。

2 投資的経費

その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する経費のことで、地方自治体の予算科目では、普通建設事業・災害復旧事業・失業対策事業を指すもの。

3 臨時財政対策債

本来は地方交付税で措置されるべき地方の財源不足について、後年度に基準財政需要額にその元利償還分を全額算入する(つまり交付税措置する)ことで、地方にいわゆる赤字債の発行を認めたものである。

なお、臨時財政対策債は、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととなっているが、この臨時財政対策債をどの程度発行するかは、あくまで地方自治体の裁量であるから、財政秩序の確立という観点から適切な対処が望まれる。

4 指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、市が設置する「公の施設」の管理運営について、町の出資法人や公共的団体等に限り管理を委託できる「管理委託制度」から、株式会社等の民間事業者も含めた幅広い団体(個人は不可)が管理運営を行える「指定管理者制度」へ制度が改正された。

その目的は「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」とされている。

5 ワークショップ

工房とか協働作業所という意味。講演や説明会のように、一方的に話をする人がいて聞く人がいるという形ではなく、参加者が専門家の助言を得ながら、問題解決のために情報やアイデアを出し合い、議論をしつつお互いに学び合いながら、課題を発見したり、解決策をまとめ上げていく形の会議。

6 アダプトプログラム

アダプト（ADOPT）とは英語で「を養子にする」の意味。住民にとって身近な公共空間である道路・公園・河川などの美化を促進するため、住民が公共空間の里親（アダプト）となってボランティア活動を実施する事業で、環境美化等に対する意識の高揚を図るとともに、住民と行政が協働して公共空間の創出を図ることを目指すもの。

7 包括外部監査

平成9年6月の地方自治法の一部改正により創設された制度で、地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、地方公共団体における監査機能の独立性・専門性の強化を図る観点から、監査委員の機能と併せ、外部の専門家による監査の実施を可能とした制度。その趣旨は、監査委員が行う監査の内容の一部について、監査委員による監査を補完し、外部の目から地方公共団体の事務をチェックすることにより、地方公共団体の監査機能の一層の充実を図ることを目的としている。

8 ゼロベース

物事を最初からやりなおすこと。ゼロの状態から検討しなおすこと。
現行の事業・新規事業の別なく、すべての予算項目について既得権を認めず、毎年ゼロを出発点として査定し予算を編成する方式。

9 プライマリーバランス

国や地方自治体などの基礎的な財政収支のこと。
歳入総額から公債発行収入を差し引いた金額と、歳出総額から公債費を差し引いた金額のバランスをいう。プライマリーバランスが釣り合っているとは、公債の元本償還や利払いに要する費用を除くすべての歳出について、税金など公債発行に頼らない収入によって賄えることを意味する。
プライマリーバランスが大幅な赤字の状態にあることは、すなわち、公債の発行を通して、現在の負担を将来の世代に先送りしていることになり、予算の配分による現役世代の受益は現役世代の負担で賄うべきだとする観点から、プライマリーバランスの黒字化が求められている。

10 バナー広告

インターネット上における広告手法の一種。あるサイトに広告画像を貼り付け、ウェブ利用者を広告主のサイトにリンクさせる手法のこと。この画像を訪問者がクリックすることで広告主サイトへ誘導、そのクリック数や関連購買実績などで広告料は決まることが多い。

11 発生主義、複式簿記

従来の地方公共団体の会計は、現金主義と言い、お金の出入りだけを記録し収支を表したもので、これは、地方公共団体の会計が単年度主義とされていることから、1年間のお金の受取りと支払いを単純・明確に表現するためには優れた会計手法である。しかし、その一方で決算時の資産や負債の状態を表現することには向いていない。そこで、収益や費用の事実が発生した時点で、現金の受取りや支払いが無くても帳簿に収益や費用を記録する、発生主義による新しい会計手法により、資産や負債の状況を示し、更には関係団体との連結を行なうことで、地方公共団体の決算を新しい角度から情報開示する方法です。発生主義では、住民が将来利用可能な建物や道路などの財産や、将来において収入すべきものを資産とし、将来に負担すべきものを負債として、それらが幾らあるかを見ることができる。

12 アウトソーシング

外部から生産に必要な部品・製品を調達したり、業務の一部を一括して外部に請け負わせる経営手法。社外調達。外部委託。

13 OJT

”On the Job Training”の略称。実務経験を積む事により、業務上必要とされる知識や技術を身につけるトレーニング方法。業務遂行上に必要な技術や能力を現場の上司が実際に作業をすることによって伝えていき、それを見た従業員が試行錯誤を繰り返しながら自分の技術、能力として身につけていく訓練方法。

14 育成型ジョブローテーション

職員に各分野の業務をバランス良く経験させるように、計画的、定期的に職務の異動を行うこと。

15 複線型人事制度

職員の就業意識の変化や住民ニーズの多様化に対応するため、“専門職”などといった特別の資格や役職を設け、能力等級制度と並行して運用していく制度のこと。管理職に相当する年代、能力の職員であっても、総合職としてではなく、部下を持たずに一定の専門的業務に没頭したい人も多く存在することから、そういう職員に対し一定の処遇を与えるための制度。